

# 愛知学院大学大学院学生懲戒委員会規程

令和5年4月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は愛知学院大学大学院学生懲戒規程第3条第1項の規定に基づき設置される、愛知学院大学大学院学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

## (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議を任務とする。

- (1) 大学院生の懲戒処分に関する事。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関する事。

## (構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 学生部長
  - (2) 各研究科の研究科主任または研究科主任経験者各1名
  - (3) 学生部長が推薦する事務職員1名
- 2 学生部長は委員会の委員長となる。委員長に事故あるときは、予め指定された委員が委員長の職を代行する。

## (任期)

第4条 第3条第1項第2号及び第3号の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは速やかに補充する。補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (成立)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上（委任状を含む）の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (委員以外の出席)

第6条 委員会は、審議事項により委員以外の教職員を加え、又はその出席を求め意見を聞くことができる。

## (事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会において決定する。

## 附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。